

人 称 図 式 論

——範疇論的行為理論の拡張——

宮台真司

我々は行為理論の範疇論的再構成の作業を継続中である。この観点から見ると、全ての行為に人称的範疇（私の行為／汝の行為…）が賦課されている事実が目につく。近代的 local knowledge の産物である従来の行為理論が見逃していた事実である。先ず人称的な認知図式一般を人称図式と呼び、記述の対象とする。次にこれを踏まえて、行為の範疇的理解に於ける人称的な認知図式を行為人称図式と呼び、記述の対象とする。

目 次

- 1 人称図式論の課題と意義
- 2 人称図式の構造分析
- 3 単数人称／複数人称の分化
- 4 行為人称図式の構造分析

1 人称図式論の意義

我々は行為理論の範疇論的再構成の作業を継続中である（↳ 宮台〔1985a〕）。この観点からみると、あらゆる行為が誰の行為であるか決まっているという事実が改めて問題となる。従来の近代行為理論はこの事実を主題化し得なかった。それは近代の原住民知識からみれば、あまりにあたりまえの事実だからである。

社会学の対象とする諸行為は、生物学的個体に帰属するものではない。行為が誰のものか、どこに帰属するか、という問題は、行為の範疇的覚識内部の、特殊な範疇構成メカニズムとして答えられねばならぬ。従来の行為理論はこうした課題に対処する方法を欠く。最大の理由は、構造主義及び現象学という対極的な立場が主題としてきた範疇論⁽¹⁾に対する理論的な無知に起因する、方法的無自覚にある。範疇構成メカニズム論を欠く社会理論は、自身の埋め込まれた

会社の原住民知識との共振を逸れ得ない⁽²⁾。近代行為理論が近代的 mentalité の随伴物に過ぎぬ⁽³⁾のは、その所為である。

我々は行為をめぐる人称関係（e.g. 主客関係）の了解を実現する認知図式を、行為人称図式と呼ぶ。さらに行為人称図式成立の前提となるような自己乃至他者認知の図式を人称図式と呼ぶ。以下では、先ずこの人称図式の構造分析を行なう。

2 人称図式の構造分析

【1】あらゆる了解者（＝覚識主体）のあらゆる認識・了解は、範疇的である。Schutz〔1964〕の用語で言えば、あらゆる現相 phenomena が“類型化 typification”による媒介を被ることである。遡って Heidegger〔1957〕流に言えば、あらゆる存在者に汎通的に見出される“als-Struktur”である。この als-struktur は Hempel 以降の科学哲学の常識にさえなった。近い所では、廣松〔1972〕〔1982〕が述べる所の、あらゆる認識＝存在場面で見出される“対象的二肢性”，すなわち“与件 etwas をそれ以上の或るもの etwas mehr として覚識する”事態が、ここでいう範疇性に当たる。

ある覚識主体[・]にとつての現相世界[・] phenomenal world を取出してみれば、そこには様々な範疇的定在が相互に分節されつつひしめき合っている。宮台〔1982〕はこれらを「意味的定在」と呼び、その分類を試みた。こうした言い方から明らかな通り、我々は現相世界を、各覚識主体に帰属する心的世界の時間的断面図として取扱う構成を意図的に採択する。換言すれば、覚識主体の複数性を für uns (観察者的) に前提とする。哲学的には破格だが、我々の目的に照らして不都合のない方法である。

諸意味的定在の中には、他から区別可能な特殊な定在が含まれる。この定在が特殊なのは、現相世界内の幾つかの意味的定在がそこに帰属 ascription される帰属点として働くからである。その意味でこの特殊な定在は、他の意味的定在に対し一段上位の logical type に属する。この特殊な意味的定在を〈他者〉と呼ぶ。

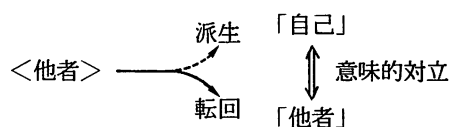
〈他者〉概念は、他の諸意味的定在がそれに対して[・]排列されるという点で、Husserl 以降の現象学に於ける perspective 概念と似る。だが以下の点で決定的に異なる。現象学的 perspective 概念とは、現相 phenomena を(志向対象として)もたらす志向作用の中心であり、現相世界に対応してその外側に立てられる先験的な概念である。これに対し、我々の言う、諸意味的定在の帰属点としての〈他者〉は現相世界内部で構成された世界内の事態である。

我々の現相世界には当初から、こうした、意味的定在の特異点としての〈他者〉が埋めこまれる。このことは、人間の容貌や眼球状の紋様に対する、眼のあいたばかりの新生児の積極的[・]反応が傍証する(↳ 橋爪〔1978:6〕)。従ってこの了解能は先天性を有すると見られる。

この段階で、我々は人称/無人称の分離を獲得する。人称とは、諸意味的定在の帰属点とし

ての位格をもつ意味的定在を意味し、無人称とは残余カテゴリーである。但し我々は一般に後述の人称分化の完成を前提にするときのみ、人称の用語を用いる。

【2】さて、〈他者〉の成立後、これを前提として、〈他者〉の〈他者〉とも呼ぶべき別種の特異点が、一定の発達段階に於て構成される。これは、乳児期の母子関係に於ける、乳児の欲求に対する母親の反応の遅れを1つの契機とする。この意味で〈他者〉の〈他者〉は、一定の条件下での〈他者〉の覚識の際に生じる反作用の結節の如きものと考えられよう。この新たな意味的定在の特異点の派生により、現相世界内部に、新/旧両特異点の意味的対立が孕まれる。これが「自己」/「他者」の分離である。換言すれば、新特異点の派生により、旧特異点=〈他者〉は、これとの間に対立を生じ、「他者」へと転回する(↳ 図1)。



〔図1〕

〈他者〉の成立以降、「自己」/「他者」の分化の生じるまでを、Klisteva〔1977〕のいう“1次的ナルチシズム体制”の時期と考えることができる。Klistevaによれば、この時期、母親は幼児の欲動に対する反応の遅延によって、欲動に対する一時的制止機能=〈想像的父〉の作用を果たし、癒合的母子関係への一定の切断を与える(↳ Klisteva〔1977:480〕)。彼女の立論が正しければ、「自己」/「他者」の対立は、欲望しつつ満たされぬ欠如体/欲望されつつ制約を課す両義体、の対立に見合うことになろう。

いづれにせよこの段階で我々は、無人称と対立する人称の内部に、前1人称（「自己」）／前2人称（「他者」）の対立を持ちこんだことになる。

ところで、〈他者〉の〈他者〉の析出による「自己」／「他者」の分化という現象は、Luhmann〔1972=1977〕の言う“予期の予期”乃至“予期の反射性 Reflexivität”を遂行する能力の出現とも見做し得る。（他者の）予期に対する（自己の）予期とは、ある現相 phenomena を先ず「他者」に帰属し、それを「自己」に帰属される現相との意味的対立に於て把持する事態である。

そもそも予期とは未出現の事態の了解的先取である。故に、原初的予期は〈他者〉なる特異点の成立と同時に、〈他者〉への予期として開始されよう。これを Freud (-Lacan-Klisteva) 的概念によって、欲動の備給の一環とも把え得る。先述の経緯を経ての〈他者〉の〈他者〉つまり「自己」の成立は、「他者」の「自己」に対する予期・への予期を、論理的に可能化する。従がって「自己」／「他者」の分化は、高次な予期能力の出現に対応する。

精神病理学の分野には自／他一分節のメカニズムを主題とする研究がある。中心的係争点は、自／他未分解の混融体から自－他／分節段階への移行に際する、自／他の perspective の非対称性の確立をめぐるものである。これは精神分裂症がこの非対称性の破れと見做されるからである。だが非対称性の成立機序の解明は、代表的論客である木村〔1980〕に於ても成功を見していない。我々の理論は、それに対する一試案である。我々からすれば、自／他未分解の混融体といった曖昧な概念を出発点とする所に、従前の不成功の理由がある。これに対して我々の理論は、極く早い時期の乳児期より、知覚野

に了解の特異点が（先天的に）孕まれることを出発点とし、環界との相互作用を經由しつつ上記特異点から派生したものとして「自己」を把える所に特徴がある。論理的にはこうした構成以外あり得ない。

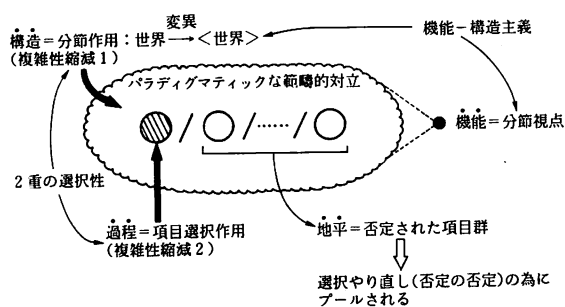
【3】個体は Piaget〔1952=1960〕のいう認知的発達⁽⁴⁾ cognitive development を経て、“対象の永続性”の認知能力を獲得して行く。その結果、個体は徐々に時間的に広域化された、奥行ある現相世界を把握するに到る。

対象の永続性とは、Piaget〔1952〕によれば、認識対象が眼前から消えてもその（永続的）存在を覚識しているような了解性向である。この了解性向は、感覚運動期（言語未使用期）の6段階を経て徐々に構造化される。延滞模倣⁽⁵⁾による象徴遊戯に見られるような高度な象徴操作能力を獲得する第6段階（1歳半～2歳）に於て、それはほぼ完成を見る。この段階に於て、対象の永続性の了解性向は、個物の再認的同一能力に対応するものとなる。

こうした了解性向を有する個体＝覚識主体に対する、現相世界は、知覚的現前の直接性のみによって構成されてはいない。逆に、現前する知覚対象の了解自体が、全く知覚的には現前しない対象への副次的配慮によって（すなわち範疇的対立に於て）存立する。その結果、現相世界は了解の地平＝副次的配慮の空間を得て、時間的な広域化を達成する。

このような対象永続性覚識能力による現相世界の広域化は、感覚運動期を過ぎて言語的指示作用にあづかり始めることで圧倒的なものとなる。その結果、認識の多くは、言語による言及指示可能性によって確保された了解の地平を背後に控えさせることで、認識の同一性を獲得するようになる。この段階で、諸意味的定在はその範疇性（範疇的対立）を〈言語範疇〉として

確保し始めた、と言える。Luhmann〔1970：25-75〕のいう人間固有の選択形式としての“意味 Sinn”が成立し、構造×過程による2重の選択性に基づいて世界複雑性の圧倒的な縮減化を図り始めるのが、まさにこの時期である（↳ 図2）。



〔図2〕 Luhmannのいう選択形式としての意味

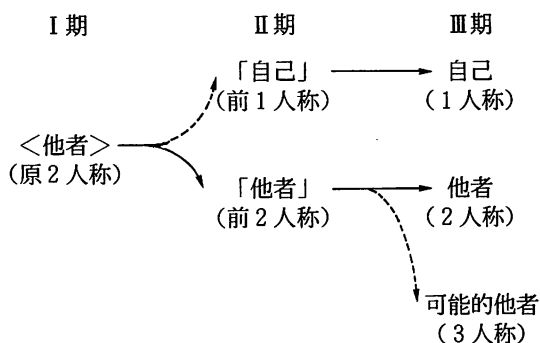
このような現相世界の広域化には、同時に人称的世界の広域化が対応する。

先述の感覚運動期後期に於ける象徴操作能力の発達は、個体が、現前しない「他者」を了解に於て把持することを可能化する。現前しない「他者」とは、過去に確かに知覚的に現前したが故に未来に於て知覚的に現前し得ることが知られた、目下知覚的には現前しない「他者」のことである。

象徴操作能力が開示する了解の地平は、知覚的に現前する対象の範疇性を、目下知覚的には現前しない対象との範疇的対立に於て存立させる。同様に、目下知覚的に現前する「他者」は、目下現前しない「他者」に対する副次的配慮により、それらとの範疇的対立に於て存立し始める。

ここで注目すべきなのは、従来の「自己」／「他者」の対立に対して、「可能的他者」とも呼ぶべき項が追加されることで、自己／他者／可能的他者、という3項間対立が生じることで

ある。そのとき、「自己」「他者」は新たな範疇的対立関係の中で、「自己」→自己、「他者」→他者、へと値を転回させる。この、自己／他者／可能的他者、という新たな意味的対立が、1人称／2人称／3人称、である（↳ 図3）。



〔図3〕

非現前他者=3人称は、最初は、母子関係=「自己」／「他者」関係、に対し禁止的異和として介入する父親（に相当する対象）であると考えられる。従ってKlistevaのいう<象徴的父>の心的領域での成立と、3人称の成立は、強い関係を持つと見做されよう。個体が現相世界の広域化を完成させるにつれて、可能的他者=3人称は、次々と数を増す。

こうした過程は当然ながら、ある時期から言語による指示作用——例えば個有名による言及可能性——にあずかって、急速化しよう。これに相即して次のような事態が生じる。第1に範疇操作能力の向上により、自己は他者の他者（2人称にとっての2人称）であるのみならず、可能的他者にとっての可能的他者（3人称にとっての3人称）である、との了解が可能化される。同時に、他者は、可能的他者にとっての可能的他者であり、また可能的他者は、自己にとってのみならず他者にとっての可能的他者である、との了解も可能となる。ここで可能になっ

ているのは、謂わば人稱的覚識の座標変換である。

第2にこの段階に到って、自己は知覚的に現前する他者にその都度相関して存在するのをやめる。すなわち他者=2人稱の現前とは関わりなく、自己=1人稱が把持されるようになる。そもそも3人稱の分溜は、対象永続性の了解性向の発達、人稱的覚識に於ける帰結であると見做し得る。この了解性向の発達は同時に、前2人稱の現前にad-hocに照応した1人稱の覚識を、徐々に情況貫通的なものとする。だが特に重要なのは、言語使用能力の増大に並行する人稱的覚識の座標変換能力の獲得が、自己がどの3人稱に対しても同一の個有名を有する同一的3人稱であることを、個体に把持させることである。従って、言語使用能力の増大に伴う3人稱的覚識対象領域の拡大は、その反作用として状況貫通的1人稱把持を完成に導くと言えよう。

第3に、可能的他者(=3人稱)たる覚識対象の広域的成立は、Luhmann〔1972=1977〕のいう“第3者の予期・の予期”の個別性を、“任意第3者の予期・の予期”へと統合させる。後者はLuhmannによって“制度”として定義されるものである。(宮台〔1985a〕〔1985b〕の用語では準則に相当する。)

1人稱/2人稱/3人稱という人稱的範疇の種差は、以上のような論理的成立機序をたどることで、間接的にしか明らかにできない。我々が以上で企図したのは、単なる事実問題としての発生論ではない。飽くまで、論理問題としての範疇構造論を目標とする。その企図の下でひとまず、以上の人稱区分が得られた。

3 単数人稱/複数人稱、の分化

【1】我々は既に、人稱/無人稱、の対立、及

び人稱内部での、1人稱/2人稱/3人稱、の対立に関して議論した。次に、単数人稱/複数人稱、の対立について考察しよう。

複数人稱とは、構成要素である人稱へと分解可能な人稱である。単数人稱はそれに対する残余カテゴリーを構成する。精確には後述するが、例えば「われわれ」は、覚識主体の反省に於て・「われ」/「あなた」、或は「われ」/「かれ」などに分解可能である、とfür unsに見做し得る。先に我々が見た1人稱/2人稱/3人稱の分類は、こうした分解可能性を持たないので、単数人稱内の分類に(結果的に)相当する。複数人稱は、単数人稱への分解可能性に於て存立するから、論理的に単数人稱(に相当するもの)の存立を前提とする。

このような議論は、自/他一分節(単数人稱類型)の発現以前に、We-relation=自/他一未分解相を論理的に要請する議論(e.g. Schutz〔1962〕)に反しているように見えよう。しかし我々の見解によると、自/他一未分解相とは、先述の<他者>把持の段階(↳図3の第I期)、すなわちKlistevaのいう1次的ナルチズムの時期に相当する。これは、人稱図式の完成以降のWe-relation=複数1人稱把持(↳後述)とは、区別されなければならない。従って我々のような論理構成はこの点では矛盾がない。

以下では、複数人稱類型の成立機序を論理問題として究明しよう。

【2】ある個体が既に(単数)3人稱覚識能力を身につけているとしよう。この能力の修得が、対象永続性の覚識能力乃至個物の再認的同一能力を前提とすることは、既述した(↳22頁以降)。更に、感覚運動期を過ぎてからの言語的範疇操作能力の増大が、人稱的覚識の座標変換を可能とすることも述べた(↳23頁)。

これらの能力を修得した個体は、自己(=1

人称)にとっての可能的他者(3人称)と、他者(2人称)を原点とった場合の可能的他者(3人称)とを、個体的同一措定により、同一物として把持し得る。この際にその反作用として、同一の可能的他者(3人称)に対して成立する自己(1人称)－他者(2人称)関係の範疇化が、複数1人称の原基である。噛みくだけば、同一第3者に対してある我－汝関係の人称的範疇化が、複数1人称である。

個体が充分な認知的発達を遂げるにつれて、この我－汝関係は、ありとある可能的第3者に対して保存されるものとなる。その結果、我－汝関係が任意の第3者に対して同一的に存在する、という限りで、第3者が潜在化する。この経緯は、“コップ”に相当する物的定在が、当初は“飲む”という行為に相関する限りで存立する範疇性(=用在性→Heidegger〔1977〕、廣松〔1972〕)を帯びていたのが、次に可能的な“飲む”行為に相関する範疇性への象徴的次元を向上させ、ついには行為的契機は全く潜在化して、灰皿／置きもの／茶わん／…と対立する「コップ」なる物的定在の範疇的自在が成立するに到るという、Piaget流の認知的発達(認識と行為の分離)⁽⁶⁾と、論理的に平行である。

こうして複数1人称的把持は、それが構成要件としていた可能的他者(3人称・第3者)を潜在化することで、原基形態から第2の段階に到る。この複数1人称の第2段階は、成人の安定した相互行為の可能性を担保する。Luhmann〔1972=1977:76f〕の叙述を参考にして言えば、成人の安定した相互行為は、当事者らが相互に、自分と相手が共に同一の任意第3者(=可能的他者一般)の予期を前提にすることを知っていて、初めて成り立つ。換言すれば、我も汝も、可能的他者一般に対して同一的關係を構成すること・を予期できることが、その個体の

安定的対他行為を可能にしている。その意味で、成人の相互行為は、第2段階以降の複数1人称的We-relationをまさに前提としつつ遂行されているが判明する。

ところで、言語的範疇操作能力に裏付けられた対象永続性の了解性向の更なる高度化は、複数1人称的把持の前提となる面接的他者(2人称)の存在までもも潜在化させ得るようになる。判り易く言えば、^{パートナー}仲間を前にしなくても「我々」といった複数1人称的把持が可能となる。ここに到って複数1人称的把持は、第3段階となる。

我々成人個体は一樣に、こうした段階に立ち到っている。たとえば地下セクトの活動家は、活動家仲間とはバラバラに行動しなければならない時でも、自ら行動しながら「我々は人民の為に闘っているんだゾ」などと自己把持することができる。また代表者会議を考えると、個々の代表は、自らが意思の代理を行なっているところの、無論その場に臨まない選出団体を副次的に配慮することで、複数1人称的把持をすることができる。「我々の意見はそれとは違うゾ」という具合に。近代民主制(代議制)や近代組織に於て基幹的な作用素となっている「意思の代理ゲーム」とも呼ぶべき営みは、上記の抽象化された複数人称的把持の可能性を前提とするものだ。

我々は、複数1人称の成立機序に都合3段階を認めた。それは以下のようである(→図4)。

- I期：同一的第3者(3人称)に対してある
↓
我(1人称)－汝(2人称)関係の、
人称的把持。
- II期：同一的第3者(3人称)の潜在化可能性の確立。
↓
- III期：汝(2人称)の潜在化可能性の確立。

〔図4〕

但し成人個体は、Ⅰ～Ⅲのいずれの能力をも発揮し得るものと考えられる。すなわち個体は段階的に、より抽象的な能力の獲得へと向かうが、謂わば古い能力に新しい能力が追加されるようにして高度化すると考えられる。

従って、成人個体たる覚識主体は、自らの複数1人称的把持の反省に於て、これを我（1人称）／汝（2人称）に分解可能である場合——Ⅰ・Ⅱに対応する——と、我（1人称）／彼（3人称）に分解できる場合とが、あり得ることになる。但し複数人称の全類型の成立を前提とすれば、分解された要素の側に複数人称が出現するケースもあり得る。例えば、複数1人称的把持が、我（単数1人称）／汝ら（複数2人称）に分解されるケースのように。これらのケースは後述しよう。

【3】以上にわたり複数1人称の成立の論理的な機序をひと通り見た。この複数1人称の成立が（単数）1人称／2人称／3人称の分離及び人称的覚識の座標変換能力の獲得を前提とする（↳25頁）。すなわち、我にとって汝は2人称だが、汝にとって我は2人称であり、また我にとって彼は3人称だが、彼にとって我は3人称であり、また我にとって彼が3人称ならば汝にとっても彼は3人称であるなど…。覚識主体から見て、「1人称=原点」を、覚識されたあらゆる人称（ヒトとして覚識されたもの）に擬似的に移動し得るが故に、人称的覚識の座標変換能力と呼ばれる。この能力は見かけの形式的高度さにも関らず、Piagetのいう“形式的操作期（11歳～）”のはるか手前の“前操作期（2～6歳）”にほぼ完成する点が、非常に注目し得る。

人称的覚識の座標変換可能性の概念は、宮台〔1983：557-577〕が詳述する身体図式の座標変換可能性の概念と共に、身体論上重要である。またこれらの概念が、Schutz〔1962：11〕の「視

界の相互性」概念の、論理的精密化であることも見易い。

この人称図式の座標変換可能性によって、Ⅰ～Ⅲ各段階の複数1人称的覚識は、汝（2人称）または彼（3人称）を原点としても成立することが、覚識主体によって把持される。ここで汝（2人称）または彼（3人称）に於ての成立を了解された複数1人称的覚識・が覚識主体に於て範疇化されたものを、複数2人称または複数3人称と呼ぶことができる。

但し注意すべきなのは、複数1人称と複数2人称、複数1人称と複数3人称、複数2人称と複数3人称との間に成立している非対称性である。先ず、複数2人称を取れば、その構成要件は、「2人称を原点とする我-汝関係」の想定可能性である。だが、その「汝」が覚識主体を原点とする1人称を指示referする場合、複数2人称的覚識は行なわれない。噛みくだけば、複数2人称（汝ら）の構成要素に1人称（我）が含まれることはない。これを複数1人称の構成要素に2人称が含まれ得ることと比べると、複数1人称と複数2人称との間に非対称性のあることが判明する。

次に複数3人称を取れば、その構成要件は、「3人称を原点とする我-汝関係」の想定可能性である。だが、この「汝」が、覚識主体を原点とする場合の1人称または2人称を指示する場合、複数3人称的覚識は生じない。つまり、複数3人称（彼ら）の構成要素に、1人称（我）や2人称（汝）が含まれることはない。これを、複数1人称または複数2人称が3人称を構成要素に含み得ることと比べると、ここにも非対称性をみとめ得る。

すなわち我々の立てる仮説は次のようだ：単数人称たちからなる同一の組（集合）を構成要素とするとき、複数1人称的覚識は複数2人称

的覚識に優先し、複数2人称的覚識は複数3人称的覚識に優先する。従って複数1人称（我々）は、1人称（我）／2人称（汝），1人称（我）／3人称（彼）に分解可能であるが、複数2人称は、2人称（汝）／3人称（彼）の分解のみが可能であり、複数3人称は、3人称_A（彼_A）／3人称_B（彼_B）の分解のみが可能である。ここで我々は、次の2つの仮説を前提としている：（単数）2人称は直接的な知覚の焦点であるから、複数2人称は、2人称_A・2人称_Bといった2つ以上の2人称を同時に構成要素とすることはできない⁽⁷⁾。他方（単数）1人称は、2人称による直接的知覚の対象であること・の覚識主体に於ける了解、を経由して成立したものであるから、複数1人称もやはり2つ以上の1人称を構成要素とすることはできない⁽⁸⁾。これに対し3人称は、2人称的対象化の可能性に於て配慮されるだけのものなので、こうした事情は存在しない。

ところで、先述（26頁）のように、複数人称を構成要素に分解する場合、その要素の側に複数人称が現われ得る。たとえば複数1人称的把持（我々）が、我（1人称）と汝ら（複数2人称）に分解できる場合のように。だが、この汝ら（複数2人称）も更に構成要素に分解できるので、最終的な構成要素としては単数人称（1／2／3人称）だけ考えれば良い。

そこで最終的には、複数1人称の構成要素は〔1人称／2人称〕、〔1人称／3人称〕、〔1人称／2人称／3人称〕の組のいずれかであり、複数2人称の構成要素は〔2人称／3人称〕の組のみであり、複数3人称の構成要素は3人称のみであることになる（→表1）。

| 要素 | 単数1人称 | 単数2人称 | 単数3人称 |
|-------|-------|-------|-------|
| 複数1人称 | (原点) | | |
| 複数2人称 | × | (原点) | |
| 複数3人称 | × | × | (原点) |

〔表1〕複数人称が構成要素に取り得ない人称

【4】以上で我々は複数人称の成立機序を見た。複数人称の成立は、人称的覚識の内部に、単数人称／複数人称、という範疇的対立を生む。その結果我々は人称区分として、1人称／2人称／3人称、の対立軸と、単数人称／複数人称、の対立軸を得る。この2本の対立軸を直交させて、人称の内部に6つの値を得ることができる。従って以下では単にn人称といったときには、単数n人称及び複数n人称の双方を指すことにする。ここでn人称に複数人称が加わることでn人称の範疇的内容が複雑性を増していることに注意しよう。以上の記述をまとめると、人称に関わる了解範疇には、以下のような区分があることになる（→表2）。この区分された範疇の全体を改めて「人称図式」と定義する（→20頁）。

| | | 単数人称 | 複数人称 |
|--------|-----|------|------|
| 人 称 | 1人称 | 単1 | 複1 |
| | 2人称 | 単2 | 複2 |
| | 3人称 | 単3 | 複3 |
| 無人称 | | | |

〔表2〕人称図式

ここで次の疑問が生じる：単数n人称と複数n人称とを共にn人称として範疇的に同一指定する根拠は何か？ 次のように考えよう。複数人称的覚識は全て、複数1人称的覚識乃至その覚識の（擬似的）原点移動に於て与えられた。

他方(単数)人称概念は、諸意味的定在(の選択性)の帰属点たる意味的定在として定義された(↳ 21頁)。ここで我々は以下の仮説を採用する：複数1人称に於ける諸意味的定在(の選択性)の帰属は、覚識の原点(覚識主体)たる単数1人称に於てもっぱら為される。我々の見解によれば、複数1人称と呼ぶべき根拠はここにある。同じく複数1人称的覚識の原点移動(の了解)として扱えられる複数2(または3)人称・に於ける諸意味的定在(の選択性)の帰属も、移動された覚識の原点たる単数2(または3)人称に於てもっぱら為される。複数2(または3)人称と呼ばれる根拠はここにある。

以上に人称図式論の素描を行なってきた。これは未だ素描に過ぎぬとはいえ、社会学が従来手にした人称論の中では最も厳密に考えられたものである。従来の社会学理論の中で我々が照準する人称図式論に相当する領域に關説しているものは、Mead [1934=1973], Luhmann [1972=1977], 橋爪 [1978] など、極く限られている⁽⁸⁾。が、これらも厳密さを欠く。

上記の業績はもっぱら制度論に關説する時点で人称論的問題に言及する。これは、人称図式論が制度論と密接な関係をもつことを示唆する。我々は<法規範論>(宮台 [1985b])に於て、こうした視角からの制度論の展開を試みている。

だが、この論文では特に、行為の範疇構成理論(↳ 宮台 [1985a])の中の<規範Ⅱ>論との関係で、人称論の拡張を図ろう。我々が以下で展開するのは、行為の遂行や了解の際に人称関係の了解を割り当てる認知図式=行為人称図式についての理論である。

4 行為人為図式の構造分析

【1】あらゆる行為は、他の定在同様、範疇性を帯びる。我々は、行為範疇を了解に於て決定

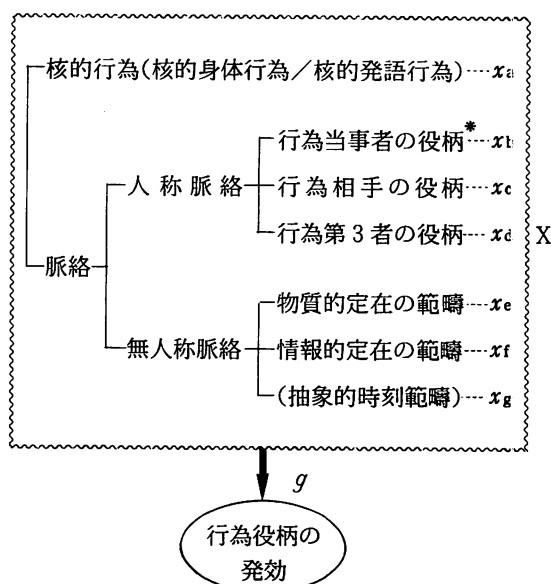
する認知図式を考え、効力図式と呼んだ(↳ 宮台 [1985a])。更にこの効力図式が社会空間内で広汎に規範化されていると見做し、それを効力図式の共同規範と呼んだ。

効力図式は、一定の条件の値を独立変数とし、発効する行為範疇の値を従属変数とする、個体に内蔵される1種の函数である(↳ 式1)。

$$[\text{発効する行為範疇}] = g([\text{条件の特定値}])$$

〔式1〕効力図式

効力図式は以下の様な構造を有する(↳ 図5)。



$$Y = g(X), \text{ 但し } X = \begin{pmatrix} x_a \\ x_b \\ \vdots \\ x_g \end{pmatrix}$$

(*役柄とは人称が一般に帯びる諸範疇を意味する)

〔図5〕効力図式の構造

【2】核的行為は、効力図式により範疇的覚識を与えられるところの对象的与件としての、一定の時間・空間的形式を有する物理的身体挙動として、定義される。

脈絡とは、核的行為を与件とする行為範疇の

発効に際して、同時に配慮されている諸意味的定在の組である。核的行為／脈絡の区分は、本来偶有的な行為範疇発効条件（効力条件）のうち、その目下の選択性が専ら行為する人称（＝後述の行為当事者）に帰属するか／否か、によって与えられる。

人称脈絡は、人称であるような脈絡である。その下位区分は以下のように定義される。

行為当事者：覚識主体が行為（の選択性）を第1次的に帰属させる人称。

行称相手：行為当事者を原点とする2人称的覚識対象である人称。

行為第3者：行為当事者を原点とする3人称的覚識対象で、行為に注意を向けている人称。

次に、人称脈絡の各項の帯びる役柄としては、人称価／属性価／時間価、の3種の変項を設定できる。属性価・時間価については宮台〔1985a〕に説明をゆずり、ここでは人称価のみを考察する。

人称価とは、1人称／2人称／3人称、の対立軸と、単数人称／複数人称、の対立軸をクロスさせて得られる、人称内部の前述の6つの値である。

行為の範疇的発効は、行為の選択性の発現点として覚識される人称＝行為当事者・の存在を脈絡として要請する。この行為当事者は、必ず一定の人称価（単数1／2／3人称、複数1／2／3人称）に於て存立する。つまり、行為は、我の／汝の／彼の／我らの／汝らの／彼らの行為である以外ないのが通常である⁽⁹⁾。

行為範疇によっては、行為の差向けられている人称＝行称相手・（の一定の属性価や時間価）の存在を、脈絡として要請する。この行称相手も必ず一定の人称価に於て覚識される。行為第3者（の一定の属性価や時間価）の存在を、脈絡として要請する場合も、同様である。

我々は、行為範疇から分析的に人称性を除外したものを、行為の基本範疇（eg. 約束／警告／陳述／質問／…）乃至行為役柄と呼ぶ。以下では断りなく効力図式、効力条件などの用語を用いるときは、行為役柄を決定する図式や条件のみを念頭に置くものとする。この際人称脈絡の各項の値は、属性価・時間価に於てのみ考えられていることになる。

まとめれば、覚識主体は、行為役柄を決定する効力図式と、行為の人称性を決定する人称図式とを、謂わば重ね合わせることで、最終的な行為範疇を理解・把持している。従来の発話行為論 speech act theory や語用論 pragmatics や ethnomethodology は、専ら効力図式にのみ照準し、人称図式に着目することは皆無である。語用論者が何気なく用いる“発話者 speaker” “受話者 hearer” などの範疇は、人称図式の規範的な効果として、再把握されねばならない。

【3】我々は以下に於て、効力図式と人称図式との交錯のパタンを検討しよう。

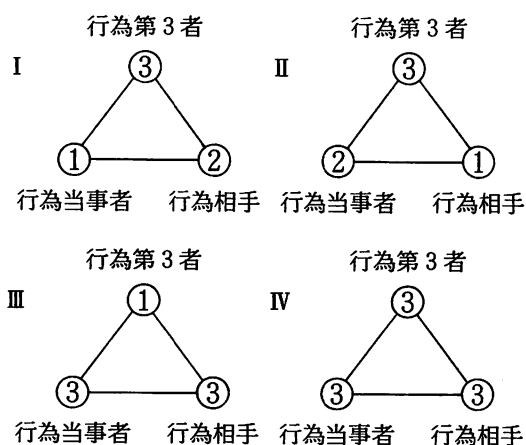
ここで1つの作業仮説を立てる：すなわち、2人称的覚識は相互対称的であると覚識主体は了解する。これを、^{シンメトリカル}2人称的覚識の相互性の仮説と呼ぶ。その含意は、個体Aが人称Bを2人称的覚識対象とする場合、同時に人称Bが個体Aを2人称的覚識対象とすることを、個体Aが認知的に予期する、ということである。

発生論的に言えば、個体の2人称的覚識は、覚識対象たる他の個体との視線の交わり（すなわち見られる体験）を前提として成立する。従って、2人称的覚識は、対象たる人称による注意の対象になっていることの覚識と並行している。そのことが1人称的覚識の源となっていることは既述した。

だが発生論的問題よりも次のことが重要である。成人個体が現に2人称的覚識を行なう場合、

当の個体はその2人称的対象に対して或る行為を差し向けているか、2人称的対象が当の個体に対して或る行為を差し向けているか、のどちらの場合が多い。どちらの場合にも、2人称的対象たる他者が当の個体に対して直接に注意を向けていることが、前提となる。我々は目下行為に於ける人称性を論じているので、上記の前提を採用して不都合はない。従って2人称的覚識の相互性の仮説を採用することができる。更に以下の仮説も採用する(c.p. 27頁)：2人称は直接的覚識に基くので、2つ以上の2人称が同時存在して、行為当事者/相手/第三者、の異なる場所を占めることは、できない。1人称についても同じことが成り立つ。他方、3人称は2人称的対象化可能性に於て間接配慮されるだけなので、2つ以上の3人称が、上記の異なる場所を同時に占めることができる。

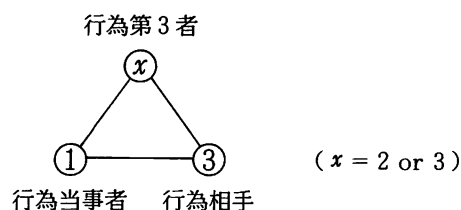
以上を踏まえ、効力図式と人称図式の交錯のパターンを、4つの基本類型に整理できる(↳ 図6)。但し個々の類型には変種も存在する(↳ 後述)。



(但し、図中の円印の中の算用数字は人称価を示す。例えば、1は単数/複数1人称をあらわす。)

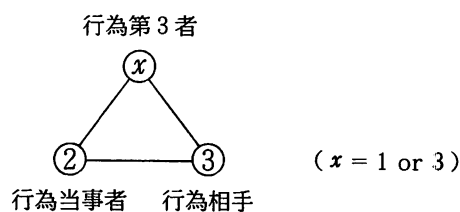
〔図6〕

何故、以上の類型に整理されるか説明する。定義によって、行為相手は行為当事者を原点とする2人称的対象なので、行為当事者が1人称的対象である場合、以下の如きケースは、論理的に排除される(↳ 図7)。



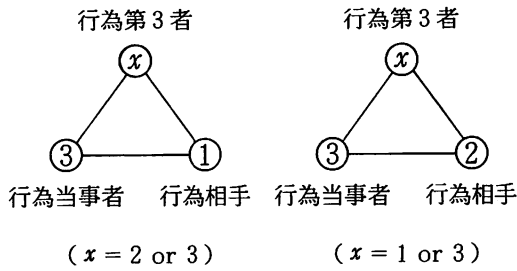
〔図7〕

次に、上記同様に、定義により、行為相手は行為当事者を原点とする2人称的対象である。ここで行為当事者が、覚識主体にとって2人称的対象であるとせよ。すると行為相手は、覚識主体から見て2人称を原点とする2人称的対象となるが、2人称的覚識の相互性の仮説より、これは1人称となる。故に以下の如きケースも排除される(↳ 図8)。



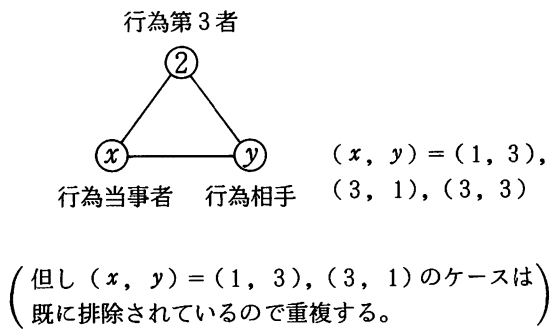
〔図8〕

同様に、2人称的覚識の相互性の仮説により、行為当事者が3人称的対象である場合に、以下の2ケースも論理的に排除される(↳ 図9)。



〔図9〕

更に、行為第3者は、定義により、他の個体(たち)の(相互的)行為の場に居合わせ、行為を見届ける者として覚識された人称だ。仮に行為第3者が2人称の対象であるとせよ。2人称的覚識の相互性の仮説により、行為第3者の注意は覚識主体へと向けられている、と覚識主体に於て了解されていることになる。その結果、行為第3者が行為当事者の行為に注意を払う可能性は閉ざされる。故に以下のケースも論理的に排除される(→図10)。



〔図10〕

以上のように、定義と仮説を前提とすることで、行為当事者/相手/第3者、の3つの変項を埋める、人称価の可能な重複組合せ(${}_3H_3 = 3^3 =$) 27通りの内の、23通りが排除される。故に先述の類型I~IVのみが残存する(→30頁)。以上を表にまとめよう(→表3)。

類型 I

| | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 行為当事者 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 行為相手 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 行為第3者 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 |

① ① ②

類型 II

| | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 行為当事者 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 行為相手 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 行為第3者 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 |

① ① ② ① ②

類型 III 類型 IV

| | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 行為当事者 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 行為相手 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 行為第3者 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 |

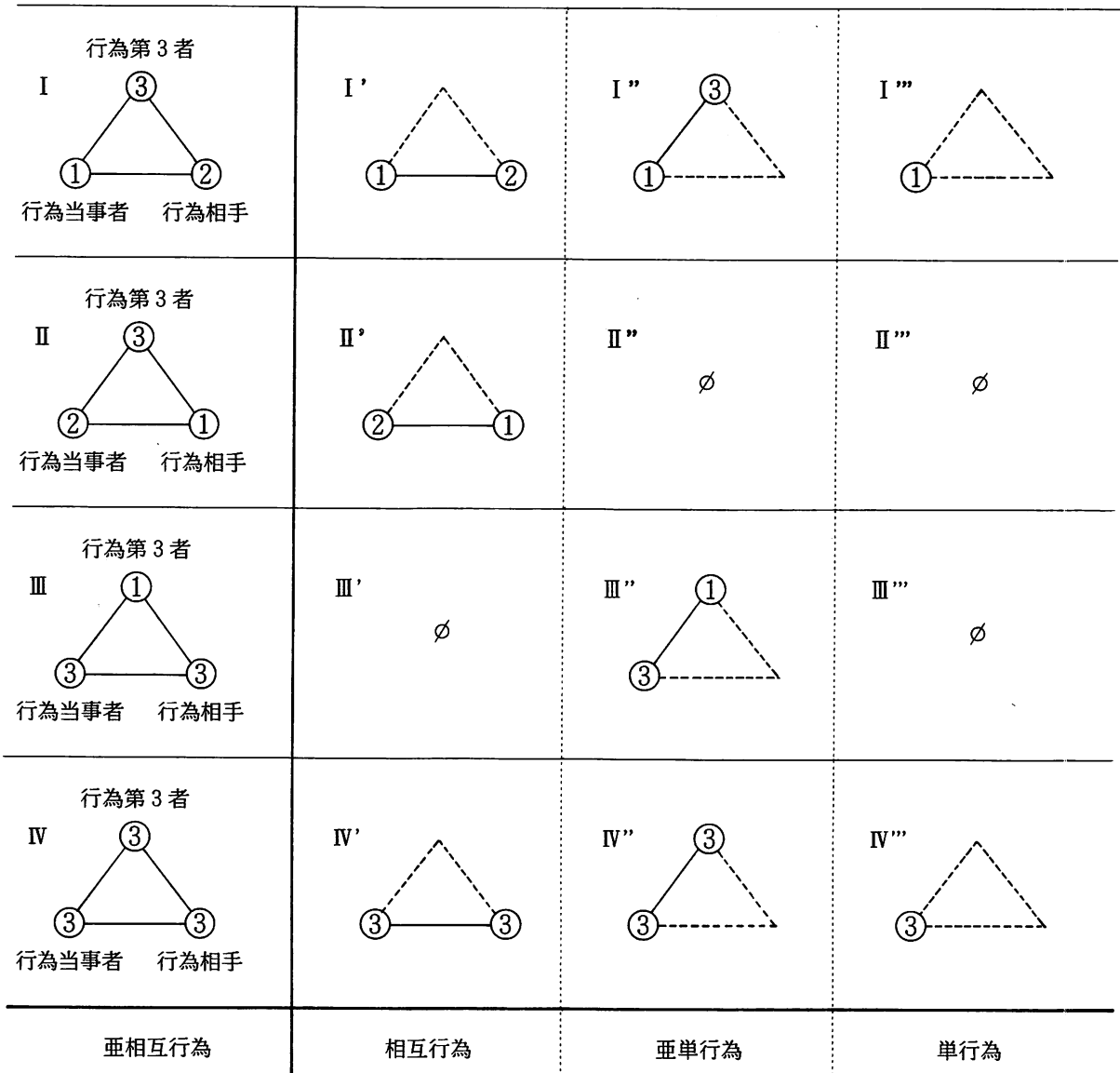
① ② ① ② ③

- ①：2人称(1人称)が同時に2つ以上の場所を占められないので棄却
- ②：2人称的覚識の相互性の仮説により棄却
- ③：2人称が行為第3者を占めることはできないので棄却

(但し、①→②→③の順序で仮説を適用して棄却した。例えば $\begin{pmatrix} 2 \\ 2 \\ 2 \end{pmatrix}$ は、①、②、③いづれでも棄却できる)

〔表3〕

【4】以上で得た、効力図式と人称図式との交錯の4基本類型のそれぞれに対し、幾つの変種を論理的に想定し得る。それをまとめて図示しよう(→図11)。



〔図11〕行為人称図式

図11に記述された類型の総体を、「行為人称図式」と呼ぶ。このような図式の得られる根拠を示そう。

行為は、発効する範疇によっては、効力図式に於て行為相手及び/或いは行為第3者を欠くことができる。例えば“正式の決闘行為”は双方を人称脈絡として要するが、“けんか”は後者を要さず、“論文執筆行為”は双方とも要し

ない。“街頭での単独パフォーマンス”は前者を要しない。

従って、前述の4基本類型の変種として、行為相手及び/或いは行為第3者を欠くケースを考えることができる。但し注意すべきなのは、行為相手或いは行為第3者が1人称価を帯びる基本類型(ⅡとⅢ)に於ては、1人称価を帯びる行為相手或いは行為第3者が欠けるケースは、

論理的にあり得ないということである。何故ならば、行為現場に臨在する行為相手（または行為第3者）が、覚識する個体自身であることになるからである。だから、Ⅱ''及びⅡ'''は行為相手が1人称価を帯びるので、あり得ず、Ⅲ'及びⅢ'''は行為第3者が1人称価を帯びるので、あり得ないケースである。

効力図式と人称図式との交錯が与える行為人称図式には、基本類型・変種を合わせて12類型が含まれることになる。

この内、行為相手/第3者、の双方を欠く類型（Ⅰ'''及びⅣ'''）を、「単行為」と呼ぶ。単行為は行為当事者が単独で遂行し得る。

次に、行為第3者のみを欠く類型（Ⅰ', Ⅱ', Ⅳ'）を、「相互行為」と呼ぶ。相互行為は、覚識に於て、行為当事者を原点とする2人称に対して差し向けられている行為である。

第3に、行為相手のみを欠く類型（Ⅰ'', Ⅲ'', Ⅳ'')を、「亜単行為」と呼ぶ。亜単行為とは一言で言えば、覚識主体から見て、行為当事者を原点とする第3者が存在することを人称脈絡とする、単行為である。

第4に、行為相手/第3者がともにそろっている類型（Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ）を、「亜相互行爲」と呼ぶ。亜相互行為とは一言で言えば、覚識主体から見て、行為当事者を原点とする第3者が存在することを人称脈絡とするような相互行為である（↳表4）。

| | 単行為 | 亜単行為 | 相互行為 | 亜相互行為 |
|-------|-----|------|------|-------|
| 行為当事者 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 行為相手 | × | × | ○ | ○ |
| 行為第3者 | × | ○ | × | ○ |

（但し、○=在、×=欠）

〔表4〕行為人称図式による行為区分

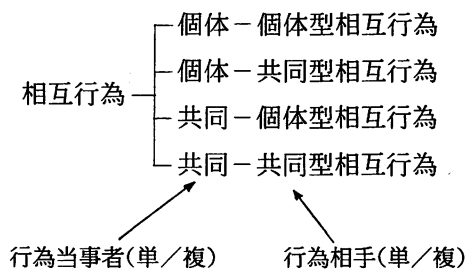
【5】行為当事者/相手/第3者、の各変項が、単数人称/複数人称、のいずれの値を取るかにより、上記の行為区分（単行為/亜単行為/…）に対して下位区分を与え得る。

まず、単行為に対しては、行為当事者が、単数/複数人称のいずれであるかにより、次のような下位区分を与え得る（↳図12）。



〔図12〕

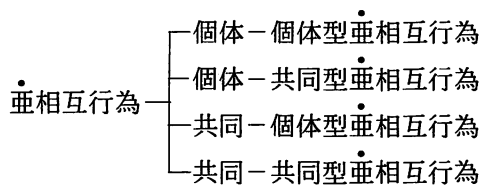
次に、相互行為に対しては、行為当事者の単数/複数人称の別、及び、行為相手の単数複数人称の別、を直交させて、以下の下位区分を与え得る（↳図13）。



〔図13〕

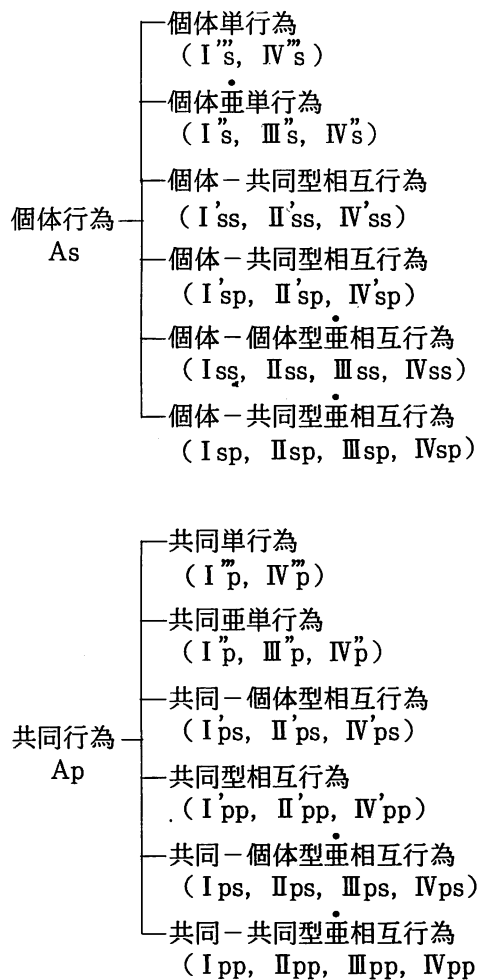
亜単行為、亜相互行為に関しては、行為第3者の単数/複数人称の別によって特に類別を与えないとすれば、その下位区分は、単行為、相互行為の下位区分に準じたものとなる（↳図14）。





〔図14〕

以上に獲得された下位分類を、行為当事者の単数／複数人称の別によってまとめ直すと、以下のようなになる（→ 図15）。



（ローマ数字は行為人称図式（→ 図11）との対応である。添字のsは個体singleを、pは共同pluralを意味する。）

〔図15〕

【6】以上にわたり、行為人称図式をもとにして、行為の分類を試みて来た。このように、人称性をもとにして行為を記述・分類する試みは、行為理論史上、最初のものである。だが、行為の範疇的了解に際して、複雑な人称範疇の割当てをスムーズに行ない、行為の選択性の帰属を確定する能力を、個体が有することは事実である。行為人称図式とは、そうした能力の構造記述であると考えられよう。

我々は、行為理論の範疇論的再構成の作業の一環として、行為の人称的範疇性を記述する枠組を樹立することを目的としてきた。この目的は、試行的ながらも一応達成されたと考えたい。

注

- (1) 構造主義は示差性概念を以って範疇間対立に着目し、現象学は超越論的主観の構成作用概念を以って範疇的覚識の類型性に着目する。
- (2) 通常的了解作用の例にもれず、行為論的乃至社会科学的な記述や説明は、範疇的に与えられる。しかるに範疇の値は、文化被拘束的である。従って範疇論に無自覚な全ての行為理論（乃至社会理論）は、自らの文化被拘束性の度合を測れない。
- (3) 目的手段図式を用いる理論はその典型。
- (4) Piaget 派の認知的発達理論は、ある時刻 t に於けるシステム内部状態と環境状態との変数対が、 $t + \Delta t$ に於ける内部状態を決定する、という状態遷移モデルと論理的に等価である。我々の人称図式論も、形式的には状態遷移モデルを採用する。
- (5) 認知から模倣までの間に相当の時間差（延帯）が存在するような模倣行為。
- (6) 個体の発達が認識と行為の分離を帰結する、という見解は、Piaget をはるかに遡って、神経生理学（特に失行理論）に於て獲得された（e.g.

Grünbaum (1930), Kroll (1933))。簡潔な紹介は秋元 (1935→1970), 橋爪 (1979a), 宮台 (1983: 531-580) を参照せよ。

- (7) このような見解は、講演者たる覚識主体が居並ぶ聴衆に向かって「あなた方は」などと語りかけるケースと矛盾するよう見えるかもしれない。「あなた方」が、同列な2人称「あなた」の集合であるように見えるから。だが我々は次のように考える。そもそも複数2人称は、単数2人称を原点とする複数1人称的覚識可能性の範疇化として定義された。先の講演者の例は、原点の移動先たる単数2人称として、聴衆の中の任意の人称を(覚識に於て)指定できるケースであると考えられる。従って、複数2人称の構成要素として複数の単数2人称が同時並存しているのではない、と飽く迄考え得る。
- (8) Mead (1934=1973), Luhmann (1972=1977) は共に、了解に於ける3人称の存在を、制度存立の必要条件と考える。我々もこの見解

を共有する(↳ 宮台 (1985b))。但し彼らは人称範疇区分自体に照準することはなく、自明の前提としている。橋爪 (1978) は、人称論が社会学の一領域たり得ることを、初めて宣言した。我々の議論はこの宣言に強く触発された。だが橋爪 (1978) の人称区分論は①定義にトートロジーを含む、②1・2人称の非対称性に言及できない、③面接場面外で生じる1人称的認識に言及できない、④複数人称性に言及できる構成になっていない等、難点を含む。詳しい検討は、宮台 (1983: 742-744) を見よ。また橋爪 (1978) の抄論は橋爪 (1979b) にまとめられている。

- (9) 分裂性発話、幻聴、自動筆記、などの病的ケースに於ては、しばしば行為当事者が如何なる人称価をも帯びない。この場合を非人称的行為と呼ぶ。この命名は橋爪 (1978) に負う。但し定義に相違があるので同一視できない。

言及した文献

秋元 波留夫 1935 『失行症』, 金原商店。→ 1976 東大出版会。

橋爪 大三郎 1978 「<言語>派法理論—要綱—」(未発表)。

————— 1979a 「<言語>派行為論の基本構図(1)~(3)」, 『止揚』 30: 20-29 / 32: 21 / 33: 30-41。

————— 1979b 「<言語>派法理論: 略説」, 『ソシオロゴス』 3: 112-115。

Heidegger, Martin 1927 Sein und Zeit (1. Hälfte), Niemeyer: Halle an der Saale.

廣松 渉 1972 『世界の共同主観的存在構造』, 勁草書房。

————— 1982 『存在と意味』, 岩波書店。

Grünbaum 1930 "Über Apraxie". Zbl. Neur. 55.

木村 敏 1980 「自己・あいだ・分裂病」, 『現代思想』 8-11: 76-90。

Kristeva, Julia 1977 Polylogue, Ed. du Seuil.

Kroll, Stolbun 1933 "Was ist Apraxie", Z. Neur. (1:8).

Luhmann, Niklas 1970 "Funktion und Kausalität", Soziologische Auf-

klärung 1: Aufsätze zur Theorie sozialer Systeme, Köln-Opladen.

- 1972 Rechtssoziologie, Rowohlt Taschenbuch Verlag.
= 1977 村上淳一・六本佳平訳『法社会学』, 岩波書店。
- 宮台 真司 1982 「役割理論の検討——typification視点からするその拡大再編成——」(東京大学文学部社会学専修課程昭和57年卒業論文), 東大社会学研究室所蔵。
- 1983 「行為理論の再構成——規範論的視角——」(東京大学大学院社会学研究科社会学A専門課程修士論文), 東大社会学研究室所蔵。
- 1985a 「規範の三層構造論——行為理論の総合へ向けて——」, 『ソシオロギス』9。
1985b 「法規範論——発話の予期帰属理論の試み——」, 『ソシオロギス』9。
- Piaget, Jean 1952 La Psychologie de l'Intelligence, Almond Colin.
= 1960 波多野完治・滝沢武久訳『知能の心理学』, みすず書房。
- Schutz, Alfred 1962 Collected Papers I: The Problem of Social Reality
(ed. by Natanson, M.), Nijhoff: Hague.

(みやだい しんじ)